

## 琉大コミュニティキャンパス事業マネジメント会議規則

〔平成25年9月18日〕  
制 定

### (設置)

第1条 国立大学法人琉球大学に、地（知）の拠点整備事業「ちゅら島の未来を創る知の津梁（かけ橋）」を推進するため、学長の下に、琉大コミュニティキャンパス事業マネジメント会議（以下「RCC事業マネジメント会議」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 RCC事業マネジメント会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画の策定及び連携協力形成の推進に関すること。
- (2) 事業評価及び外部評価に関すること。
- (3) 事業成果の地域還元と定着化に関すること。
- (4) その他事業の推進に関すること。

### (組織)

第3条 RCC事業マネジメント会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事及び学長補佐
- (2) 琉大コミュニティキャンパス事業本部長
- (3) 議長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 前条第1項第3号の委員の任期は、当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

### (議長)

第5条 RCC事業マネジメント会議に議長を置き、第3条第1項第1号の委員のうち、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 議長は、RCC事業マネジメント会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 RCC事業マネジメント会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(琉大コミュニティキャンパス事業本部)

第7条 本事業の業務を円滑に実施するため、琉大コミュニティキャンパス事業本部(以下「RCC事業本部」という。)を設置する。

2 RCC事業本部の組織・運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 RCC事業マネジメント会議の庶務は、関係部局の協力を得て、総合企画戦略部長地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、RCC事業マネジメント会議の運営に関し必要な事項は、RCC事業マネジメント会議が別に定める。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、RCC事業マネジメント会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、平成25年9月18日から施行する。

附 則 (平成26年8月28日)

この規則は、平成26年8月28日から施行し、平成26年7月1日から適用する。